

## 大口町社会福祉団体等育成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉団体等（以下「団体」という。）が健全な育成と発展を図るために行う事業及び社会福祉等増進のために行う事業に関して、町が交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 この要綱による補助の対象となる団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大口町献血推進協議会
- (2) 大口町民生委員・児童委員協議会
- (3) 江南保護区保護司会大口町地域部会
- (4) 大口町更生保護女性会
- (5) 大口町高齢者福祉協力員

(補助額)

第3条 この要綱による補助額は、各種団体の運営に要する経費のうち寄附金等の特定収入を差し引いた額とし、その額は予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請等)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付申請、決定及び実績報告については、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）によるものとする。

附 則（平成8年3月28日大口町告示第15号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日大口町告示第20号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月16日大口町告示第148号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 大口町告示第21号）

この要綱は、告示の日から施行する。